

韓国知財関連機関への訪問及び交流報告

日弁連知的財産センター
弁護士知財ネット

第1 緒言（辻居幸一 弁護士/小松陽一郎 弁護士）

このたび、日弁連知的財産センター¹（以下「知財センター」という。）と弁護士知財ネット²（以下「知財ネット」という。）とは、韓国知的財産弁護士協会（Korean Intellectual Property Lawyers Association : 「KIPLA」）との共催により、ソウル市にて、「日韓知財弁護士共同セミナー」を開催することとなった。

平成26年（2014年）11月に実施したインドネシア公式訪問、平成28年（2016年）2月及び5月に実施したミャンマー公式訪問、平成28年11月に実施したシンガポール公式訪問に続く、合同外国訪問プロジェクト第四弾である。

今回の訪問の目的は、韓国（大韓民国）は知財制度について先進的な国であることから、他のASEAN諸国に対する法整備支援的な要素はなく、むしろ両国の知的財産法制度はかなり近似しているが実務上等において種々異同があるので、両国の知財訴訟制度を比較検討してその問題点を議論することであり、今後、わが国が知的財産紛争処理システムをより良くしていくための知見の収集及び韓国の知財弁護士団体とのより一層緊密な交流を図ることである。

なお、知財訴訟の第1審専属管轄の1つであるソウル中央地方法院を訪問し、懇談することも目的とした。

第2 訪問・交流の概要

今回の訪問では、平成29年4月21日午前中にソウル中央地方法院を訪問し、知財専門部の首席部長判事をはじめとする裁判官及び調査官との懇談会を行った。その後、ソウル中央地方法院の知財専門部で開廷中の審理（口頭弁論と技術説明会）を傍聴見学した。

同日午後には、韓国知的財産権弁護士協会との共同セミナーを開催した。

1 日本弁護士連合会の知的財産法分野を所管する専門特別委員会であり、全国各地から選出された知的財産法分野を手掛ける約85名の委員・幹事によって構成されている。2016年度委員長は辻居幸一弁護士

『「日弁連知的財産センター」の活動と歴史』については、日弁連HPの<https://www.nichibenren.or.jp/activity/civil/intellectual.html> に日本語・英語・韓国語・中国語により紹介されている。

2 日弁連知財センターの前身である日弁連知的財産政策推進本部（日弁連会長が本部長）が、全国津々浦々で知財分野に対応できる人材を育成し、地域知財ニーズに応えるために知財高裁の創設と機を一にして平成17年4月に創設された全国（シンガポール等の外国居住者も含む）の弁護士約1000名が加入する任意団体。日弁連知財センターに戦略本部的機能が期待されるとした場合、全国各地（世界各地）でそれを展開する実行部隊と位置づけられる。現理事長は小松陽一郎弁護士